

公益財団法人和歌山県学校給食会食育教材貸出要項

1 趣旨

公益財団法人和歌山県学校給食会（以下「給食会」という。）が保有する食育教材（以下「教材」という。）を学校等へ貸出し、和歌山県内の食育推進並びに学校給食の普及充実に支援する。

2 貸出対象者

県内の市町村教育委員会・学校給食実施校（小学校・中学校・特別支援学校）・学校給食共同調理場

3 貸出教材等

給食会が貸出教材等として別に定めたもの。

4 貸出期間

原則として最長2週間とする。

5 貸出教材数

原則として3種類以内とする。

6 借用手続き

教材等の貸出を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に必ず給食会へ電話にて貸出状況を確認の上、借用日1週間前の平日15時までに食育教材借用申請書（様式1）をFAX、郵送又はメールにより給食会へ提出し、返却時に借用報告書（様式2）を提出すること。

7 搬送料

教材等の貸出・返却にかかる搬送費用については、給食会が負担するものとする。

8 借用者の管理責任

借用者は、教材に関して責任を持って管理し、期日までに返却するものとする。

9 紛失・破損

（1）教材等の紛失・破損事故等が発生した場合は、速やかに給食会へ報告するものとする。

（2）前項の場合において、故意又は重大な過失により教材等を紛失又は破損したものと認めるときは、給食会は借用者に弁償を求めることができるものとする。

10 その他

この要項に定めない事項で不測の事態が発生した場合は、給食会と借用者が協議の上、対応を決定する。

附則

（施行期日）

この要項は、平成28年6月7日から施行する。